

養父市大屋町大杉(兵庫県)

(1)保存地区の概要

地 区 名 養父市大屋町大杉



種 別 山村・養蚕集落

面 積 約5.8ヘクタール

選定年月日 平成29年7月31日

特 徵 養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区は、兵庫県の北部、但馬地域屈指の養蚕地帯であった大屋川流域の山村集落である。当地の養蚕が最盛期を迎えた明治後期から昭和前期に二階、三階を蚕室とする木造三階建の農家主屋が成立した。切妻造の瓦葺屋根に越屋根を設け、外壁は二階以上を大壁造として、縦長の掃き出し窓を並べる。養蚕の発展とともに成立した木造三階建の特色ある農家主屋が、谷川の水を活かした集落の構成や水路、石垣等とともに地方色豊かな歴史的風致を伝えている。

保存・活用の組 取 当地区は、平成13年に兵庫県の歴史的景観形成地区に指定され、養蚕集落として景観の維持が進められてきた。景観形成地区は里山を含めた約11.1ヘクタールの範囲で、その中心部の約5.8ヘクタールが保存地区である。保存地区内の主屋27棟のうち、5棟が宿泊施設や展示施設、ギャラリーとして活用されている。



保存地区の全景



三階建養蚕農家主屋が並ぶ集落景観

(2) 保存地区のあゆみ

平成13年度
(2001)

大屋町大杉地区の11.1ヘクタールが三階建養蚕農家のある集落として兵庫県の歴史的景観形成地区に指定、景観ガイドラインによる景観形成支援事業を開始

平成18年度
(2006)

養父市内の108集落、約9000戸を対象とした三階建養蚕農家住宅調査を実施(～20年度)、市内で495棟の三階建養蚕農家住宅を確認

平成25年度
(2013)

大杉地区伝統的建造物群保存地区保存対策調査に着手(～27年度)

平成26年度
(2014)

三階建養蚕農家住宅2棟が兵庫県の景観形成重要建造物に指定、兵庫県の地域再生拠点等プロジェクト支援事業を受け、改修・整備に着手

平成27年度
(2015)

三階建養蚕農家住宅を活用した宿泊施設が開業
養父市伝統的建造物群保存地区保存条例、規則、補助金要綱を制定

平成28年度
(2016)

養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区ならびに保存計画を決定

平成29年度
(2017)

『重要伝統的建造物群保存地区』選定(7月)
養父市景観条例制定、大杉地区の11.1ヘクタールが景観形成重点地区に指定(10月)

平成30年度
(2018)

修理修景事業開始

(3) 保存地区的保存と整備

◆ 修理修景等事業

平成30年度 修理1件、説明板の設置
令和元年度 修理1件、修景1件



修理前

修理後



事務所の新築修景



説明板の設置

(4) 保存地区の活用とまちづくり

伝統的建造物の活用

◆平成4年にふるさと交流の家「いろり」が開業。大杉地区の三階建養蚕農家の活用事例第1号で簡易宿泊施設として活用。

◆平成16年に伝統的建造物を改修・整備して、公募展「木彫フォークアートおおや」(平成6年開始)の優秀作品を展示する養父市大屋文化交流施設木彫展示館が開館。保存地区の観光交流の拠点施設として活用。

◆平成20年に住民が三階建養蚕農家を整備し、絵画や彫刻、陶芸などのアート作品を展示するギャラリーとして活用。

◆平成27年に築100年以上の三階建養蚕農家住宅を改修・整備し、古民家の宿として宿泊施設2棟が開業。

平成4年のふるさと交流の家「いろり」の整備以来、空き家を活用することで三階建養蚕農家を保存・継承する取組が続いている。



木彫展示館



分散ギャラリー養蚕農家



古民家を活かした宿泊施設

(5) 住民等の取組

◆大杉伝統的建造物群を守る会などの団体が、環境整備を中心にはまちなみの保存活動に取り組んでいる。

「うちげえのアートおおや」の取組

平成7年に大屋に住む芸術家たちの作品を展示販売する催しが、ふるさと交流の家「いろり」で始まった。継続するなかで、会場は木彫展示館や分散ギャラリー養蚕農家など保存地区全体に広がっている。毎年6月の最終土曜日に始まり、翌週の日曜日まで9日間開催される。



うちげえのアートの会場「いろり」



令和元年のうちげえのアート

大杉ざんざこ踊り

保存地区内の二宮神社に毎年8月16日、ざんざこ踊りが奉納される。腰の太鼓を打ち鳴らして勇壮に踊る様子から「鬼おどり」と呼ばれ、兵庫県指定重要無形民俗文化財となっている。大杉区では保存会を組織し、伝承活動に取り組んでいる。



ざんざこ踊り